

梁啓超の国家思想に関する一考察

—『清議報』載『国家論』およびブルンチュリの位置—

王 佳 超

Liang Qichao's Theory of Nationalism: *Deutsche Statslehre für Gebildete*
in "The China Discussion" and Bluntschli's Position

WANG Jiachao

Abstract

As is well known, Liang Qichao (1873~1929) is one of the important founders of the history of modern Chinese thought. After the failure of the Hundred Days' Reform of 1898, Liang Qichao, who fled to Japan, continued to introduce new and important ideas and concepts to China at that time by publishing magazines. The content of these magazines had a great influence on the Chinese people. At the same time, they also formed a basis for combining traditional Chinese culture and Western scientific methods and political thought. In the scope of the history of thought, Liang Qichao was the first person to introduce nationalism to China. This paper examines some of Liang Qichao's understanding of the concepts of state and citizens by analyzing the articles about nationalism that Liang Qichao read and introduced to China during his exile in Japan.

Keywords: 梁啓超、清議報、国家論、ブルンチュリ

はじめに

周知のように、現在の国際秩序の基本単位である主権国家は、中世ヨーロッパのキリスト教を主軸とした秩序が解体され、1648年のヴェストファーレン条約の締結によって、主権国家という体制が形成された。この理念が展開していく過程において、特に17～19世紀のヨーロッパでは、「国民主義」や「民族主義」という密接な関係を有する概念も完備されていく。

勿論、「国家」を構成する文化・言語的内容はいずれも古くからその地域の言語・文化・歴史的な史料によって構成されるものである。しかし、感情的要素から独自の民族・国民的共通する内容を見出す方法は内部から自発的に由来したものとは言えない。ある意味では、「国家」と関連する諸概念は、19世紀末葉以降から列強の侵入と共に、ヨーロッパ以外の各地域の運動と結合し、やがてその思想の一部になったと言える。

中国近代屈指の思想家である梁啓超（任公 1873-1929）は、56年という決して長いとは言えない生涯の中で中国近代の学界、政治、歴史学、文学など幅広い分野に大きな影響を及ぼしていた。中国と日本を拠点に多くの言論と文章を発表し、中国の新聞学という新しい分野の開拓に著しい功績を残した。

近代中国の歴史において梁啓超は政治家としてあまり成果を収めた人物の「印象」が残されている。恐らくその原因は「革命」に対する曖昧な態度及び「革命派」の主張に反駁したことによるであろう。だが、しかし、梁啓超と共和革命を主張する「革命派」に、それぞれのニュアンスが異なるが、その精神にある程度共通して見られる特徴が指摘することはできる。即ち「国家」への強烈な関心である。

1898年の戊戌の政変によって梁啓超は日本への亡命を余儀なくされた。亡命中の梁は日本を拠点として、変法派の理念及び彼自身の主張を宣伝するために、いくつかの機関紙を立ち上げた。そして、梁は最も早く「国家」について論理的に論考及び関連する知識と概念を彼自身が設立した『清議報』（1898年12月）、『新民叢報』（1902年2月）に紹介した人物である。

今では梁啓超が立ち上げた機関紙や政論雑誌は、彼の思想を分析するにあたって重要な資料であると同時に、実証的に歴史研究を行うために使用できる史料と考えられている。けれども、梁啓超と同時期の人々にとって、彼が設立した新聞紙は、その志を励ます読み物でもあった。

当時の状況を反映したものとして、単丕（不庵 1877-1930）について少し紹介したい。単丕は1877年浙江の海寧（現在浙江省海寧市）に生まれ、1906年（光緒32年）に義兄である錢恂（1853-1927）の紹介で日本へ留学し東京専門学校（現在早稲田大学）に入学。日本留学を経て浙江図書館長や北京大学哲学学科の教授を歴任した。錢玄同（1877-1939）によれば、単丕は元々宋代の理学に傾倒していたが、義和団事件（1899～1901）後あたりから変法維新を目指し、梁啓超の『新民叢報』といった新しい書物に関心を転じ、中国は教育から根本的改革をするこ

となくしては存続しえない、と考えていたという¹⁾。

単丕の経歴は本論で取り上げる『清議報』に掲載した「愛国論」との直接的な繋がりはないが、梁啓超の文章や彼が設立した新聞紙は確かに同時代の知識人にとって新しい知識や思考を求める際に、重要な手段であり、大きな影響を及ぼしたとも言えよう。

中国近代のナショナリズム形成は、列強の侵入をきっかけに、それを抵抗する過程に一連の運動・革命が起きた。侵略にかう人々は愛国者であり、民族英雄として称賛されると同時に、その行動を支えていた意識と精神は中国のナショナリズムを見出すにあたって必要不可欠な要素でもある。共和革命を主張する「革命派」は間違いなく英雄視される対象であった。「革命派」と対立した梁啓超は、その評価に不明瞭な点が残されるのは必然になる。

けれども、単丕の例が示したように、梁啓超の行動と思想は間違いなく同時代の人に浸潤して、中国近代史の討論において、かれは避けて通れない人物と言える。また、思想史の範疇では、中国のナショナリズム論の展開を討論する際に、梁啓超はかなり早い段階から「愛国」「国家」等の討論を提起人物である。よって、本稿は19世紀末葉から20世紀初頭にかけて「国家」を当時の中国へ普及した人物の一人である梁啓超に焦点を当てて、その論考から「国家」に関する論述の展開を考察する。時系列的に考察すれば、梁啓超に刺激を与えたのはブルンチュリの学説である。本論はブルンチュリの影響も視野に入れて、梁啓超の「国家思想」の一部分とその構図を探る。

一、『清議報』時期の「愛国論」

1898年10月16日、同年の9月21日に起きた戊戌の政変で失脚した梁啓超は、日本公使館の保護を受けて、広島県の宮島を經由し東京に到着した。東京に到着してから、しばらくの間は西太后に軟禁された光緒帝を救出するために、日本政界へ働きかけていた²⁾。約2か月後の12月23日に、梁啓超は横浜で政論雑誌『清議報』を創刊した。創刊紙に梁啓超は無署名形で、『清議報』の宗旨を立てた。国民の耳目、維新の喉舌³⁾という姿勢を構えた梁啓超は以下の四項の宗旨を掲げた。

- 一 支那の清議を守り、国民の正気を興す
- 二 支那人の学識を増進する
- 三 支那と日本、両国の正気を通じ、情誼を結び合わせる

1) 坂元ひろ子『中国民族主義の神話—人種・身体・ジェンダー』岩波書店 2004年、2～5頁より引用、参照。

2) 狭間直樹『梁啓超 東アジア文明史の転換』岩波現代全書 2016年、11～33頁を参照。

3) 中国近代期刊彙刊（影印本）『清議報』第一冊 中華書局 2006年、4頁を参照。

四 東亜の学術を顕彰してアジア精神（亜粹）を保存する⁴⁾

初回の刊行において、梁は「任公」の署名で「論変法必自平滿漢之界始」（変法は必ず滿漢の界をなくすより始める）と「論八月之變乃廢立而非訓政治」（戊戌八月の変は廢立であって訓政ではない）という二本の論説を『清議報』に掲載した。さらに、変法派の視点から戊戌の政変の原因を分析した「戊戌政変記」も載せられている。他に「外国近事及外論」と「政治小説」の欄も同紙に設けられて、「国民の耳目」という立場は明確に示されている。

このように、『清議報』の創刊号の中で、梁啓超はすでに「国民」という言葉用いるようになった。これだけで梁啓超が『清議報』を設立した時点で、「国民」または「国家」という概念を意識していたとは見せせない。二本の論説及び、戊戌の政変の経緯を説明する「戊戌政変記」から読み取れることは、この時期の『清議報』の立場は変法派の主張を宣伝することに重心が置かれている。このことを含めて光緒帝の救出と復位ということを含めて、東京に到着した梁啓超が日本の政治界の人物に呼びかける目的であると考えられる。

かくして、変法派の明確に光緒帝を讃美して西太后を批判する姿勢は、清朝からの不快を買い、清国側から日本に亡命者に対する規制と言える申し入れもあった。清との関係を重視する日本政府は梁啓超に圧力をかけ、『清議報』の方針は一部変えられた⁵⁾。以降継続された雑誌には「支那哲学」、「詩文」、「政治小説」などの新しい欄が設置されるようになった。

梁啓超が『清議報』で初めて「愛国」について論じたのは、1899年3月に刊行した第六冊で哀時客と署名した「愛国論」であった。論説の冒頭部分から、梁啓超は厳しく中国人の愛国心のなさを批判した辛辣な批評文であった⁶⁾。

「愛国論」では、中国人に愛国心のない理由として、「中国は古から統一され、周囲に文物のない、組織されていない蛮夷に囲まれていた」⁷⁾ことを挙げている。「四億の同胞数千年以来、一小天下の中に身を置く。一度も対等の国と出会うこともなかった。我が国以外に他国は存在しない」⁸⁾ということで、「国」の存在を意識できていないことは梁啓超の主張である。

続いて、梁は故郷から離れた人を例として、「愛国心」がどのような状況で生まれるかについて述べていた。「生まれ故郷から離れ、他の地域で同郷の人に会えて自然に愛護する心が生まれる。故郷で周囲は皆同じ出身の人で、単に通りがかりの人となる」⁹⁾。これは梁啓超が考えていた「愛国心」の起因である。それと比較するために、梁啓超はヨーロッパの例も挙げた。「欧州はギリシャ時代から各国が並立し、お互い雑居して往来する。互いに競争し合い自存を求めて

4) 同上、4頁より引用。訳文は狭間直樹『梁啓超 東アジア文明史の転換』、34頁に拠る。

5) 前掲、『梁啓超 東アジア文明史の転換』、36～39頁を参照。

6) 前掲、『清議報』第六号、319頁を参照。

7) 同上、『清議報』第六号、319頁を参照。

8) 同上、320頁を参照。

9) 同上、320頁を参照。

いたことで、愛国の性質は顕著に現れ、教える必要もない¹⁰⁾。

要するに梁啓超が理解する「国」への関心は、外部を意識してから初めて実感するものと考えている。それを証明するために、梁啓超は「国」レベルでは甲午の戦争以降士人たちが熱心に国事討論すること、個人レベルでは当時最も外部との接触のある広東の事例も挙げた¹¹⁾。最後はいずれも外部との接触あるいは他者から強烈な刺激を受けてやがて「国」の存在が意識できると結論づけた¹²⁾。

引き続き梁啓超は、「愛国」の感情を起こすために、「国」が自国の民の「権利」を保護する必要性から「愛国心」を引き起こすについて述べていた。また、民も自らその「権利」が「国」から保護を受けるべきだということに意識する必要もある¹³⁾。

だが、梁啓超は、民の「国」への強い関心は必ずしも「国」を強盛に導くことに繋がるとは言えない¹⁴⁾と主張した。なぜなら、愛国者が自国の強盛を望むにも「国」は自ら強くなることはない。強盛な「国」へ導くという目的を達成するために、必ず「民智」が開かれ、「民力」を集中して、しかる後「国」は強盛になる¹⁵⁾ということを強調した。ここで、梁が指摘したことは、個々の人の「国」を愛護する心は持っても、それぞれに分散していて、その感情を一か所に集中しなければ、ばらばらの「愛国心」微細なものに過ぎない¹⁶⁾。梁啓超の考えでは、衆人の「愛国心」を合わせれば必ず甚大な力となりうる。単に「愛国」ということを思っても「国」を救うことに繋がらない。「国」を救おうとすれば、必ず人材を集めて、「国」の存在と「愛国心」の重要性を民に教化すること最も肝心なことである¹⁷⁾。

以上は梁啓超が「愛国論 一」の中で、「国」及び「愛国」の論述から抜粋したものである。どちらかというところ、この時期の梁啓超が考えていた「愛国」はナショナリスティックな精神と言い換えることができる。その「愛国論」の中で述べられたこととは、「国」の存在と「愛国心」という意識を民に実感させることは、きわめて切実な問題である。民と「国」との精神的な繋がりを強調しながら、自己を「国」と同一化するという傾向は梁啓超考えから読み取れる。

梁の発言においては、「国」の利害に関する強烈な関心は勿論不可欠であるが、それと同時に「国」からは民の「権利」を保護するという行動も欠かせないことである。しかし、この論説の中で、「権利」に対する説明はそれ程詳細ではなかった。梁が強調する「権利」は同紙の第五冊、及び『湘報』（1898年）に掲載された「論中国宜講求法律之学」（中国は宜く法律の学を講

10) 同上、320頁を参照。

11) 同上、320～321頁を参照。

12) 同上、321頁を参照。

13) 同上、321頁を参照。

14) 同上、322頁を参照。

15) 同上、322頁を参照。

16) 同上、322頁を参照。

17) 同上、322頁を参照。

究すべきを論ず)の中で詳しく論述された。その内容は本論の主題からやや離れているため、紙幅の関係上割愛する。

そして、民衆たちの心情を集中させるために、「国」の存在と「愛国心」の必要性を民に教化することが必要不可欠¹⁸⁾と繰り返しに力説した。文末に梁啓超は「民と国は一にして二、二にして一なるものである」¹⁹⁾と民と「国」の関係を言い定めて民と「国」の一体性を強調した。この文章から読み取れるもう一つのことは、民と「国」の同一化は一方的なものではなく、「愛国心」は民と「国」の互いに与え合う関係によって成立できたものである、ということである。

だが、一つここで注意しておきたいことは、梁啓超が述べていた「国」その内容や性格は必ずしも機械的に民衆を統合するというのではない。梁の発言では、「国」がその意識を持って、民の「権利」を保護ことから、民の「愛国心」を引き起こす一環としていた。梁啓超の発言から見れば、「国」とは自ら意識を持ち、その民と有機的な結合によって生成されできたものと理解されていた所が窺える。恐らくこの時点の梁啓超はすでに国家有機体説の影響を受けて、その概念を「愛国論」に用いたと推測できる。

二、『清議報』掲載漢訳『国家論』とその周辺

日本へ亡命した梁啓超は、前章で述べたように、光緒帝の救出と変法派の理念の宣伝に重心をおいて、日本政界の関係者に協力を求めている。だが、戊戌の政変までに、国内で従事していた新聞社の経験から、言論活動は社会に及ぼす影響の大きさも梁啓超が熟知していたべきである。

前章に梁啓超の「愛国論」から、その「国」と「愛国心」という思考に触れて、国家有機体説の影響を受けた可能性もあると推測した。時期に考えてみれば、「愛国論」を著わす際に、彼は国家有機体説の理論を意識しながら「国」と民の関係を論述したと考えられる。「愛国論」が『清議報』に掲載されて、それからほぼ時間が経っていないうちに、『清議報』の第11冊において新しい「政治学譚」という欄が設けられた。署名所に德国伯倫知理と示され、『国家論』の題名でブルンチュリの学説を紹介する文章を掲載し始めた。

日本において、最も熟知されていた国家有機体論はブルンチュリ (Johann Kasper Bluntschli 1808-1881) の学説である。日本への国家有機体説の導入に大きな役割を果たした人物は加藤弘之 (1836-1916) である。加藤は天皇への進講をするために、1871年から1875年にかけて、ブルンチュリの *Allgemeines Staatsrecht* を翻訳した。そして、加藤の訳稿の完成と共に、当時の文部省がその時期に合わせて加藤の翻訳を『国法汎論』の題名で公刊した²⁰⁾。

18) 同上、322頁を参照。

19) 前掲、「愛国論」『清議報』第六号、324頁を参照。

20) 前掲、『梁啓超 東アジア文明史の転換』41頁を参照。

先行研究では、『清議報』載の『国家論』は加藤訳あるいは平田東助の翻訳が使用されていたと推測していた²¹⁾。実際、この漢文に翻訳された『国家論』は吾妻兵治という人物がブルンチュリの学生である平田東助（1849-1925）が *Deutsche Statslehre für Gebildete*（公衆のためのドイツ国家学）という大衆向けの読本を底本に和訳したものであった。吾妻の漢訳は、この通俗的な啓蒙書の和訳を根拠とし、『国家学』という題に変えて、1899年12月に東京の善隣訳書局によって刊行された²²⁾。

バスチド（Marianne Bastid-Bruguère）氏によれば、『清議報』に掲載された『国家論』は吾妻訳から第二巻と第五巻、さらにいくつの章節を削除された²³⁾ものが載せられていた。狭間氏の考察では、翻訳自体は吾妻兵治のものをベースとして、不自然な漢文や古い表現を直した上で潤色を加えたものである²⁴⁾。

しかし、吾妻訳『国家学』刊行は同年に『清議報』で掲載された漢訳より、約半年以上も遅れて公刊された。狭間氏によれば、康有為の来日を知った吾妻が翻訳の件について相談したいというので康に訪問した。恐らくその際に梁啓超は吾妻兵治との接触があって、話し合った可能性もあると推測されている²⁵⁾。また、『清議報』載のものは『国家論』の題名に変えた理由もまた不明瞭である。

バスチド氏が指摘したように、『清議報』で掲載した『国家論』は、吾妻訳の『国家学』をそのまま流用したものであった。吾妻兵治がなぜ『国家論』を漢文に訳した理由はすでに考察出来ないことであった。しかし、吾妻訳が刊行された善隣訳書館の設立から、その翻訳のきっかけに繋がる傍証となりうる内容が窺える。

東京書籍商組合の記録によれば、善隣訳書館の設立は「専ら清国人へ知識の注入を謀り、彼我同文の故を以て其を利用して彼を開発」²⁶⁾という内容が書かれていた。設立者は前述した吾妻兵治、さらに松本正純等数人を加えて、重野安繹（1827-1910）の支援を受けて設立された出版社であった²⁷⁾。

かくして、梁啓超が国家有機体説に興味を持つ理由を探るために、『清議報』に掲載した『国家論』と吾妻訳の『国家学』の具体的な違いを明確にする必要がある。『国家論』の『清議報』での掲載は断続的に行われた。初回の掲載は第11冊に新設の「政治学譚」欄に、以降は数回の

21) 宮村治雄「梁啓超の西洋思想家論—その〔東学〕との関連において」（『中国：社会と文化』5、1990年）を参照。

22) 同上、44頁を参照。

23) 前掲、『梁啓超 東アジア文明史の転換』、206頁注（9）または、巴斯蒂（Marianne Bastid-Bruguère）「中国近代国家観念溯源」『近代史研究』（100号）を参照。

24) 前掲、『梁啓超 東アジア文明史の転換』、50～52頁を参照。

25) 同上、50頁を参照。

26) 前掲、狭間直樹『梁啓超 東アジア文明史の転換』、49頁より引用。

27) 同上、48～49頁を参照。

中断を繰り返し、同年の10月に掲載を打ち切った。

『国家学』の第一巻は、全体的に国家の概念の説明に当てられている。国家の意味を概括してから、それを踏まえて国家の起源、発展、そして消滅していく過程についてそれぞれ国家の段階を区別した解説²⁸⁾もなされたものであった。

しかし、第一巻の掲載が終わってから、吾妻訳の第二巻の内容が全部省略され、『清議報』載の『国家論』は直接第三巻「国体」の内容を掲載した。その原因は未だ不明瞭である。吾妻訳の第二巻は、主に国民と国土について論述した内容である。だが、1903年に『新民叢報』の32号に発表した「政治学大家伯倫知理之学説」の中で、国民の概念を触れて改めてブルンチュリの論説を紹介した。この1903年に掲載した紹介文では、国民に関する説明は吾妻訳の第二巻の内容に依拠したテキストであった²⁹⁾。

高柳信夫氏によればかつての研究において、「政治学大家伯倫知理之学説」は1903年の訪米をきっかけに、一度ルソーの思想に傾倒した梁は、ブルンチュリの学説を用いてルソー批判の方向へ転じたことを示す文章とされていた。だが、同氏は、梁啓超の思考において、ブルンチュリの学説及び、ルソーの論説は必ずしも相容れないものではない。「理論」としては両者の「国家」に関する記述は梁啓超の中である程度両立していた³⁰⁾と指摘されている。

『国家学』の第三巻は、政治の取る形で政治制度を4種類に区別して国家の制度についてそれぞれ特徴を説明したものであった。『清議報』載も、第三巻内容を掲載したが、やはりその内容は選択された一部分が載せられていた。削除された内容は第四章以降の立憲制と共和制について論述したものであった³¹⁾。

第四巻の内容は主に国家主権に関するものが述べられ、勿論全文は載せられていない。削除された内容は最後の二章である。最後の二章で論述した内容は、官僚制及び、自治制度について解説であった。また、官僚制と自治を行う際に、どのように主権と関わるかということが書かれていた部分は、『清議報』載のものでは、最後の二章が省略され、主権と公権の部分のみが載せられていた。国家と教会の関係をまとめた第五巻は第二巻と同様に、『清議報』に載せられていなかった。だが、第五巻は第二巻と違い、この教会と関わる内容は、梁啓超のテキストの中で、引用や抄訳も一度も見られていない。

28) 吾妻兵治訳『国家学』善隣訳書館 1899年、「国家学目次」を参照。

29) 次の章を参照。

30) 高柳信夫「梁啓超の国家論におけるルソーおよびブルンチュリの位置」(『言語・文化・社会』第16号 2018年) 38頁を参照。

31) 前掲、吾妻兵治訳『国家学』善隣訳書館 1899年、「国家学目次」を参照。

三、ブルンチュリ説の受容とルソーの影響

前述のように、『清議報』載の『国家論』は吾妻訳に基づいて、国家の概念とその展開を論述した内容を中心に、主権等密接な関係を有する部分が掲載されていた。だが、その選択の基準はかなり不明瞭なものと言うしかない。また、『清議報』載の『国家論』の実体は吾妻訳のものを流用したので、梁啓超はどのようにブルンチュリの学説を認識していたことを解明するのに支障が生じる。

梁啓超がブルンチュリに対する評価は、少し時期が離れていたが、1902年2月の『新民叢報』第一号「學術」欄に掲載した「論學術之勢力左右世界」（学問の力が世界を動かす）の中に書かれていた。この論説の中で梁啓超はブルンチュリを世界に影響を与えた思想家の一人として取り上げた。文章の内容は西洋思想家を中心に書かれた紹介文であった。中で取り上げた人物ほぼは、現在においても違和感を感じ取れない歴史上の偉人が羅列されていた。中で取り上げられた偉人たちは、その人物が誕生した時期で順番が並べていた。その中の一人にブルンチュリも並べられていた。

文章の中で、梁啓超はブルンチュリの学説を19世紀の原動力となるルソーの思想とは正反対のものとして取り上げて、そして20世紀の思想に影響する偉人として取り上げていた。さらに、ブルンチュリを高評価した理由に、「国家主義」が勃興する世界で、国家の性質・精神・機能が何たるかがわかるように明確にした³²⁾とされている。

梁啓超は「論學術之勢力左右世界」の中でルソーについては、「契約論を用いて古代の階級制度から平民を解放した偉大な学説」³³⁾と評価していた。梁啓超の説明によれば、ルソーの考えでは、国家の成立の起因を「人民が群を作って約を結び、力を集結して自ら自分の生命財産を守るところにある」³⁴⁾と概括した。この文脈を踏まえてルソーの契約論は、国家とは人民のためにあったもの³⁵⁾という位置に置かれていた。だが、20世紀において、強大な国家を目標とする国家主義が勃興する背景に、国家の定義と全般の構造を解明し、人民すべてを愛国に仕向けたのはブルンチュリの学説³⁶⁾である。この記述からみれば、確かに梁啓超の思考は一度ルソーへ傾倒してから、またブルンチュリへ転じたという印象が見受けられる。

ほぼ同じ時期に書かれた「自由書・干渉与放任」³⁷⁾では、ブルンチュリの理論を「国家全権

32) 梁啓超著「論學術之勢力左右世界」（『新民叢報』第一号、1902年）翻訳は岡本隆司等編訳『梁啓超文集』岩波文庫 2020年、216頁より引用。

33) 同上、『梁啓超文集』、213～214頁を参照。

34) 同上、『梁啓超文集』、213～214頁を参照。

35) 同上、213頁を参照。

36) 同上、216頁を参照。

37) 「飲冰室自由書・干渉与放任」（『新民叢報』17号、1902年）、『専集』之二、86～87を参照。

論」という定義を定めた。梁啓超の発言の中で、ブルンチュリの理論の形成の背景は、ルソー及びジョン・ミルが中世から続く「干渉主義」を排斥するために立ち上げた学説として受け取り、やがてルソーたちの主張は世界中に行きわたり、次第に19世紀の放任主義の局面を作り上げた³⁸⁾とまとめていた。ブルンチュリの理論はルソーたちの思想が大いに流行した時期に形成された学説である³⁹⁾と主張していた。

この発言から読み取れることは、梁啓超の理解の中で、ルソーとブルンチュリの理論はかなり密接な関係が有していたということである。つまり、梁の思考においては、思想とはそれぞれに傾向性のあるものであり、各時期の「主流」と相反する思想が次の時代の「主流」を作り上げていく。ここで梁啓超はまた、治と乱の構図を導入し⁴⁰⁾、「放任主義」と「干渉主義」を時系列との関連をつけさせた。国家は人民のためにあったものというルソーの考えを、「放任主義」と認定し、19世紀を立ち上げ理論と定めた。梁啓超本人の実感も含めて⁴¹⁾ 19世紀で大いに影響を与えた「放任主義」に引き続き20世紀の「主流」はブルンチュリが代表する「干渉主義」であると認定した。「古今を通じて政治において干渉と放任と二大主義以外にはない」⁴²⁾ということは梁啓超が考えていたルソーとブルンチュリ両者の関係性を表した評語とも言える。

だが、なぜか梁啓超は「干渉主義」と「帝国主義」は同一のものだ⁴³⁾と受け取っている。梁啓超のブルンチュリ理解で最も難解な点である。梁の発言では、「干渉主義」が「主流」となる20世紀では、「人民は国家に依存して存立できるものであり、国家のために凡百の利益を犠牲にしようとする」⁴⁴⁾。だが、不自然に「干渉主義」と「帝国主義」同じものであると主張した。「今後、帝国主義は益々大に行われるに違いない、帝国主義というものは干渉主義の別名である」⁴⁵⁾。用語の間違いあるいは梁啓超の誤読の可能性も含めて、この内容は梁啓超の文脈の中で、ブルンチュリの国家主義も一種の帝国主義の理論として理解していたと読み取るしかない。

吾妻兵治は序文の中で、「ブルンチュリの学説は、公にして偏りが無い、正にして過激でもない」⁴⁶⁾と評価していた。そして、『国家学』の中で述べられたブルンチュリの説は、君主制の国家や立憲君主制の国家という内容が含まれていたが、あくまでも国家制度の一種として取り上げていたということは容易に読み取れる。吾妻訳を見る限り、君主制と共和制は歴史上あるいは現行の国家で行われる政治制度であって、吾妻訳からブルンチュリの説を「帝国主義」と結

38) 同上、86頁を参照。

39) 同上、86頁を参照。

40) 同上、86頁を参照。

41) 同上、86頁を参照。

42) 同上、86頁を参照。

43) 同上、87頁を参照。

44) 同上、87頁を参照。

45) 同上、87頁を参照。

46) 前掲、吾妻兵治訳『国家学』善隣訳書館 1899年、「国家学序」1葉表を参照。

び付けることはかなり難しいことである。

ところが、梁啓超はブルンチュリを20世紀の「主流」を作り上げる一人として取り上げた。けれども日中両国においては、特に現在の歴史研究の中でブルンチュリの名前はあまり知られていないことは事実である。吾妻兵治が『国家学』を翻訳した背景は、前述のように、清国の留学生に知識を提供するためであった。しかし、吾妻は『国家学』の序文の中にも彼がブルンチュリを評価した内容が書かれていた。「国家に関する研究は西洋において、国家学という科目が設置され、公刊された著書も少なからず、中ではドイツ人ブルンチュリ氏が集大成した人物であり、欧米列国も競ってその作品を訳し、氏をその大宗として推挙している」⁴⁷⁾。

前章で述べたように、梁啓超は「政治学大家伯倫知理之学説」の中でもう一度ブルンチュリを取り上げて、それも吾妻訳に依拠して、民族⁴⁸⁾と国民の定義と区別について論述した文章である。題名から見れば、この論考はブルンチュリの紹介に主眼が置かれていたものと見受けられる。しかし、この文章の重心はむしろ冒頭部分の「発端」に置かれていた。なぜならば、「ルソーの学説が少しずつ我が祖国に輸入された。一部達識の士は（ルソーの学説に、筆者注）孳孳と尽瘁して、しかし、それを期待していた輸入した者は、このような学説が欧州にでもはや陳言となっているということを知りながら、（輸入した者は、筆者注）今日の中国の補足に、一種の過渡と受け取っている。故にその説（ルソーの学説）は一部の人の間で高く評価されている」⁴⁹⁾。本章の冒頭で触れたように、梁啓超のルソーに対する態度は必ずしもその学説を拒否していたということではない。また、梁啓超のルソー理解は、民約論は前世代の圧迫を打ち破るとも言える重要な論説であると認識していた。けれど、時代の変化につれて、ルソーの学説の弊害も浮上して、その問題の解消につながる新しい学問、その正反対の学説はまさしくブルンチュリの論説である⁵⁰⁾と梁啓超が「政治学大家伯倫知理之学説」の中で述べていた。

「政治学大家伯倫知理之学説」で梁啓超がルソーの学説及び、ブルンチュリの論説と比較しながら、彼が考えていたルソーの問題点を指摘した。「民約論を信奉する者は国民と社会の区別を知らずに、故に国民（たち、筆者注）を社会と同じものと認識していた。そのことがフランスの基礎を動揺して、変化無常」⁵¹⁾一方、「ドイツの場合は、故国を一度たち上げ、その基礎が固められ、その原因は国民と社会は同然するものではない（という所にある、筆者注）。国民とい

47) 同上、「国家学序」1葉表を参照。

48) 平田東助および吾妻の翻訳において、対応する所は族民と訳されていたが、梁啓超はこれを民族と書き換えた。バスタドの考察によれば、ブルンチュリの原著の中で、Nationは族民と対応していた。梁啓超の修正は妥当なものだと考える。

49) 梁啓超著「政治学大家伯倫知理之学説」『飲冰室合集』文集之十三、67～68頁を参照。また、前掲の「論学術之勢力左右世界」（『梁啓超文集』岩波文庫 2020年）216頁を参照。

50) 前掲、梁啓超著「政治学大家伯倫知理之学説」『飲冰室合集』文集之十三、67～68頁を参照。

51) 同上、68頁を参照。

うものは必ず不動であって、社会とはただ変動し一か所にとどまらない集合体であるべきだ」⁵²⁾。要するに、梁啓超がルソーの問題点のある所は、社会と国家を同一視するという点にあると考えていた。

ただし、梁啓超はブルンチュリの論説に賛成していたが、その思考もやや古いものであると指摘した。梁は「政治学大家伯倫知理之学説」の中で、フランス革命以降に、ブルンチュリがフランスの政治状況に対する批判をしながら、共和制の優れた点を肯定した⁵³⁾部分に引き続き、補足として一つの段落が付け加えていた⁵⁴⁾。「ブルンチュリの著書は1874年に刊行され、ややの不足を感じ取れる所もある」⁵⁵⁾と指摘した。それを補うために、比較法学専門のボルンハックの『国家論』を最新の学説として紹介した。「ボルンハックの著書は1896年に刊行され、その日本語訳も三ヶ月前に早稲田大学校で公刊され、実は最新の学説である」⁵⁶⁾という新しい日本語文献を提示したのである。

結語

ここで梁啓超における「国家思想」の受容について改めて整理してみたい。まず第一章において、『清議報』時期の梁啓超は、自ら「国」の存在を意識して、同胞である中国人に「愛国心」のない状況に対して憂慮していた彼は、同胞に「国」存在及び、「愛国心」を意識させるため、「愛国論」を著した。また、「愛国論」に関する検討の結果は、梁啓超の思考においては、民と「国」との間の相互的な関係が「愛国心」を誘発させると理解していた。

数か月後、『清議報』に『国家論』の題で吾妻兵治が漢訳した『国家学』を掲載した。なぜ『国家学』の刊行よりも早く公開したという問題はあるが、梁啓超は吾妻兵治訳の『国家学』の影響によって、ブルンチュリの論説の考え方を受け入れるに至った背景を確認できた。

さらに、『清議報』載の『国家論』と吾妻訳の『国家学』の内容について検討した結果、梁啓超は、第二巻の「国民と国土」と第五巻の「国家と教会の関係」の全文、第三巻の「国体」の論述から立憲制と共和制に関する内容、第四巻からは「官僚制と自治」の内容を省略したものを載せていたということも確認できた。

最後に、『新民叢報』に公開された「政治学大家伯倫知理之学説」の中に、省略された『国家学』の第二巻の内容を改めて引用したブルンチュリの論説について検討した結果、梁啓超が「国民」の概念の受容にあたって、ルソーの問題点を見出した。だが、梁啓超がブルンチュリ説は

52) 同上、68頁を参照。

53) 同上、78頁を参照。

54) 同上、81頁を参照。

55) 同上、81頁を参照。

56) 同上、81頁を参照。

「干渉主義」であり、「帝国主義」と結び付くという思考は、『国家学』の文脈によって導き出されたものとは考えにくい。

実際、加藤弘之の『国法汎論』、平田東助の『国家論』、また、梁啓超が取り上げたボルンハックの『国家論』（翻訳は菊地駒治）を含めて、日本の明治期においては、国家論に関する訳著は少なくない。数多くのブルンチュリの論説に依拠した講義記録も刊行されていた。例えば、織田一の講義がまとめた『国家学汎論』（東京専門学校 1895年）浮田和民の講義記録『国家学』（東京専門学校 刊行年：不明）、『政治原論』（早稲田大学出版部 刊行年：不明）、高木豊三『国家学講義』（明治法律学校講法会 1895年）、いずれもブルンチュリの論説を引用し、あるいは教材として使用していたことも指摘されている⁵⁷⁾。

改めて1902年2月の「論學術之勢力左右世界」に戻ると、梁啓超がなぜブルンチュリを世界に影響を与えた偉人として挙げたのかは、恐らく明治期の日本において、ブルンチュリの論説を依拠した「国家」とその制度をめぐる討論が頻繁に行われたことによるものだと考えられる。その上、多くの出版活動も行われ、日本から中国に新しい知識を輸入しよう⁵⁸⁾ということ念頭に置いた梁啓超は、自然にブルンチュリをルソーやダーウインのような大学者と認識することになったとも言えよう。

このような背景において、梁啓超のブルンチュリ理解に参考できるテキストは、吾妻訳『国家学』のみというこれまで想定されているところより、その範囲が広がってくる。吾妻訳から読み取れない内容は他の日本語文献を参照した結果であるか、この件については今後の課題としたい。

参考文献

- 坂元ひろ子著『中国民族主義の神話—人種・身体・ジェンダー』岩波書店 2004年
 狭間直樹著『梁啓超 東アジア文明史の転換』岩波現代全書 2016年
 中国近代期刊彙刊『清議報』（影印本）中華書局 2006年
 宮村治雄「梁啓超の西洋思想家論—その〔東学〕との関連において」（『中国：社会と文化』5、1990年）
 巴斯蒂（Marianne Bastid-Bruguière）「中国近代国家観念溯源」『近代史研究』（100号）
 高柳信夫「梁啓超の国家論におけるルソーおよびブルンチュリの位置」（『言語・文化・社会』第16号 2018年）
 中国近代期刊彙刊『新民叢報』（影印本）中華書局 2008年
 吾妻兵治訳『国家学』善隣書館 1899年
 梁啓超著『飲冰室合集』華書局 1936年
 岡本隆司・石川禎浩・高嶋航編訳『梁啓超文集』岩波文庫 2020年

57) 前掲、巴斯蒂（Marianne Bastid-Bruguière）「中国近代国家観念溯源」『近代史研究』（100号）を参照。

58) 梁啓超「論学日本文之益」（『清議報』第10冊、1899年）を参照。

